②⑷の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、施工計画の内容に応じて、Ⅴ（20点）、Ⅳ（15点）、Ⅲ（10点）、Ⅱ（５点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお、未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。

⑷　⑵②⑺「管理・研修エリアの中央空調方式系統の空調システムをより効率よく運転するために配慮した施工に関する提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点を減ずる。

4　入札手続等

⑴～⑷　第１号４⑴～⑷に同じ。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送もしくは託送（書留郵便等、記録の残るものに限る。）すること。

①～③　第１号４⑸①～③に同じ。

開札は、平成25年１月９日15時00分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。

5　その他

⑴～⑮、⑰、⑱　第１号５⑴～⑮、⑰、⑱に同じ。

⑯　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

6　Summary

⑴, ⑵, ⑷～⑹　The same with notice above (NO. 1)

⑶　Subject matter of the contract : Machine equipment construction work of tha Nishigahara training joint government building (tentative name)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 24 年９月 27 日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長　川﨑　正彦

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　37

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　平成24―27年度鹿野川ダム選択取水設備施設外新設工事

⑶　工事場所　愛媛県大洲市肱川町宇和川地先

⑷　工事内容　選択取水設備工（浚渫工　１式、基礎工　１式、側壁工　１式）低水放流設備工（堤体切削工　１式、ゲート室設置工　１式、放流管巻立工　１式、仮設構台　１式）

⑸　工期　平成28年３月30日まで

⑹　使用する主要な資機材　コンクリート　約5,300㎥、仮設用鋼材　約1,600ｔ、鉄筋　約88ｔ

⑺　本工事は、入札時に「貯水池内での選択取水設備の施工における既設堤体と一体化に配慮した技術提案」及び「低水放流設備の施工における精度及び品質確保に配慮した技術提案」を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（標準型）の適用工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案（総合評価に係るものを除く。）を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　本工事は、総価契約単価合意方式の対象工事である。また、実施方式については、単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）によることとする。

⑽　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

⑿　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⒀　本工事は、標準歩掛のない歩掛を質問書の回答期限までに競争参加資格の有る者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配付を行う。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　四国地方整備局における平成23・24年度一般競争参加資格の内、「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成９年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有すること（経常建設共同企業体にあっては同一構成員での経常建設共同企業体又は、全ての構成員が、平成９年度以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

・堤高15m以上のコンクリートダム本体工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事の内、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

⑹　提出する技術提案が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

ａ　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格、かつダム工事総括監理技術者の資格を有する者であること。

ｂ　平成９年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が、平成９年度以降に元請けとして、同種工事（上記⑸に掲げる工事）の経験を有していること。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｃ　主任技術者又は監理技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

ｄ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習受講修了証を有する者であること。

⑻　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑼　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑽　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

⑾　建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

⑿　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。